

成蹊大学大学院法務研究科研究生規則

制 定 2011年3月9日
大 学 評 議 会
最新改正 2015年6月3日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学法科大学院学則（以下「学則」という。）第47条の規定に基づき、成蹊大学大学院法務研究科（以下「本大学院」という。）における法務研究科研究生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 法務研究科研究生として入学することができる者は、本大学院を修了した者で、引き続き法曹になるために勉学に励む意欲があると認められた者とする。

(出願手続)

第3条 法務研究科研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を整え、法務研究科長（以下「研究科長」という。）に願い出なければならない。

(1) 法務研究科研究生願書（本学所定用紙）

(2) 学修計画を記載した書類

2 第6条第3項の規定により研究期間の延長を希望する者は、前項に定める書類に代えて、研究期間延長願を提出し、許可を受けなければならない。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第4条 法務研究科研究生の入学選考は、教授会で行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに第7条に定める研修料を納入しなければならない。

3 研究科長は、前項の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 法務研究科研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、研究期間を1年とする者の入学の時期は、学年の始めとする。

(研究期間)

第6条 法務研究科研究生の研究期間は、半年又は1年とし、出願時に申し出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科研究生が研究開始後に研究期間の短縮を願い出たときは、研究科長は、教授会の議を経てこれを許可することがある。

3 研究期間は、研究の進捗状況等に応じ、半年又は1年の期間の延長を認めることがある。ただし、研究期間は、通算して5年を超えることができない。

(納付金)

第7条 法務研究科研究生が納入すべき研修料は、学則に定めるところによる。

(法務研究科研究生証)

第8条 法務研究科研究生には、研究生証を交付する。

2 法務研究科研究生が登校する際には、研究生証を携帯しなければならない。

(法務研究科研究生の身分の取消し)

第9条 法務研究科研究生が次のいずれかに該当する場合には、研究科長は、教授会の議を経て、当該研究生の身分を取り消すことができる。

(1) 学修の進捗状況が思わしくなく、学修計画に基づく成果を上げることができないと判断される場合

(2) 研究期間が1年の者で、10月31日までに後期分の研修料を納入しない場合

(3) 学修環境を著しく阻害すると認められる場合

(施設の利用)

第10条 法務研究科研究生は、大学西1号館その他研究に必要な施設を利用することができる。

(事務の所管)

第11条 法務研究科研究生に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)